

れい わ ねん ど さ が け ん が い こ く じ ん り ゅ う が く せ い け ん な い し ゅ う し ゃ く し え ん し ゅ う が く き ん
令和7(2025)年度佐賀県外国人留学生県内就職支援奨学金

し ゅ う が く き ん ぼ し ゅ う よ う こ う
(インターンシップ奨学金)募集要項

— 佐賀県で就職を希望する外国人留学生に奨学金を給付します —

1 応募資格

次の各号すべてに該当する者。

- (1) 学業、人物が優秀であること。
- (2) 学業および生活の資金の捻出が困難であること。
- (3) 事業実施年度の補助対象期間内に本学大学院に在籍する正規生の私費外国人留学生であること。
- (4) 県内企業への就職や県内での起業の意志を強く持っていること。
就職の場合、専門分野の研究や異なる文化での経験を活かして働ける企業・団体が佐賀にないかを調べて、佐賀での就労の可能性を検討できること。
ただし、申請時点において、佐賀県外での就職または起業が決まっている学生は対象としない。
- (5) 国際交流推進センターが実施する就職セミナーや企業との交流会に参加し、キャリアコンサルティングを受けて日本就職に必要な知識を身に付けること。
- (6) 給付期間開始時点において、①日本語で話し、聞くことができる日本語運用能力があること、かつ、
②JLPT(日本語能力試験) N2相当以上の日本語運用力があること。
- (7) 受給後も母国と日本および佐賀県の相互理解、友好親善関係の推進に寄与する意思を有していること。
- (8) 積極的に県内の地域住民との交流や県の事業、県内のボランティア活動に参加すること。

2 給付対象および給付金額

(1日あたり給付額) 10,000円×(全体の支援日数) 60日

※支援対象は佐賀県内企業等が実施するインターンシッププログラムに限ります。

また、1人につき1つのインターンシッププログラムに限ります。

同じ企業であっても、複数のインターンシッププログラムに参加する場合は、その内の1つのプログラムに限ります。

※支援対象となるインターンシップは、最低5日間以上のプログラムに限ります。

※支援日数に上限はありません。

3 給付時期

インターンシップ実施報告書の提出後

4 応募方法

次の書類を提出してください。

- (1) 申請書

(2) 語学資格証明書(有する場合)

(3) 学業成績証明書

※ 提出された書類は返却しません。

5 提出期限

2025年 7月 31日 (木) 12:00

6 提出先

留学生 交流室(窓口に直接提出してください。メールでの提出不可)

7 選考・決定

書類選考により受給者を決定します。

8 受給決定後

インターンシップ終了後速やかに、次の書類を提出してください。提出された書類をもって支援日数を確認し、奨学金を支給します。

(1) インターンシップ実施報告書

(2) インターンシップ参加証明書

9 奨学金の給付の取消と廃止

(1) 提出書類において、虚偽があった場合

(2) 当奨学金の応募条件に該当しなくなった場合

(3) 休学または長期にわたって欠席した場合

(4) 本奨学金の受給者としてふさわしくないと認められた行為があった場合

問い合わせ先 佐賀大学留学生交流室

電話 : 0952-28-8716

メール : ryugaku@mail.admin.saga-u.ac.jp